

大山田 PA スマートインターチェンジ（仮称）地区協議会 規約

（名 称）

第1条 本会は、大山田 PA スマートインターチェンジ（仮称）地区協議会（以下「地区協議会」）と称する。

（目 的）

第2条 地区協議会は、大山田 PA スマートインターチェンジ（仮称）の設置に向け、必要な検討・調整を行うとともに、供用後も継続して、その社会便益・安全性・利用交通量・管理・運営形態等について、定期的にフォローアップし、必要に応じ見直すことを目的とする。

（所掌事項）

第3条 地区協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について検討及び調整を行う。

- (1) 当該スマートインターチェンジの社会便益に関すること。
- (2) 当該スマートインターチェンジ及び周辺道路の安全性に関すること。
- (3) 当該スマートインターチェンジの設置に伴う利用交通量の変化に関すること。
- (4) 当該スマートインターチェンジの構造及び整備方法に関すること。
- (5) 当該スマートインターチェンジの管理・運営方法に関すること。
- (6) 当該スマートインターチェンジの利用促進方策に関すること。
- (7) 当該スマートインターチェンジの広域的検討結果の反映に関すること。
- (8) 当該スマートインターチェンジの名称案に関すること。
- (9) 当該スマートインターチェンジの供用後における社会便益・安全性・利用交通量・管理・運営形態・利用促進方策等に関すること
- (10) その他当該スマートインターチェンジを設置・管理・運営する上で必要な事項に関すること。

（構 成）

第4条 地区協議会は、別表第1に掲げる者により構成する。

（会長等）

第5条 地区協議会に会長を置く。

- 2 会長は桑名市長をもって充てる。
- 3 会長は、地区協議会を代表し会務を総括する。
- 4 会長は、地区協議会の議長となる。
- 5 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(会 議)

第6条 地区協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。
- 3 会長が必要と認めたときは、別表第1に記載する以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第7条 地区協議会に、第3条の所掌事項に関する専門的・実務的な検討・調整を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる者により構成する。
- 3 幹事会長は、桑名市社会基盤整備部長をもって充てる。
- 4 前条の規定は、幹事会の会議について準用する。この場合において、同条中「地区協議会」は「幹事会」と、「会長」は「幹事会長」と、「会員」は「幹事」と読み替えるものとする。

(事務局)

第8条 地区協議会の事務局は、桑名市社会基盤整備部土木課に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて、別途協議の上処理するものとする。

附 則

- 1 この規約は、令和6年7月11日から施行する。

別表第1（地区協議会 名簿表）

所 属		役職名	備 考
桑名市		市長	会長
国土交通省 中部地方整備局	道路部 地域道路課	課長	
	北勢国道事務所	事務所長	
三重県	県土整備部 道路企画課	課長	
	桑名建設事務所	所長	
三重県警察	警察本部 交通部 高速道路交通警察隊	隊長	
	桑名警察署	署長	
中日本高速道路（株） 名古屋支社	総務企画部 企画調整課	課長	
	建設事業部 企画統括課	担当課長	
	桑名保全・サービスセンター	所長	

【事務局】

桑名市 社会基盤整備部 土木課

別表第2（幹事会 名簿表）

所属		役職名	備考
国土交通省 中部地方整備局	道路部 地域道路課	課長補佐	
	北勢国道事務所 計画課	課長	
三重県	県土整備部 道路企画課 広域幹線道路班	班長	
	桑名建設事務所 事業推進室 道路課	課長	
三重県警察	警察本部 交通部 高速道路交通警察隊	副隊長	
	桑名警察署 交通第一課	課長	
中日本高速道路（株） 名古屋支社	総務企画部 企画調整課	課長代理	
	建設事業部 企画統括課	課長代理	
	桑名保全・サービスセンター工務担当	課長	
桑名市	社会基盤整備部	部長	幹事会長

【事務局】

桑名市 社会基盤整備部 土木課